

徳島県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき，徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。
令和4年6月24日

徳島県監査委員 近 岡 大 西 梶
同 同 同 同 同
藤 崎 寺 沢 原
光 悦 健 貴 一
男 夫 司 朗 哉

監査結果の公表年月日		令和4年2月10日				
監査の結果		講じた措置				
(1) 現金収入に関する事務で適切でないもの	< 二十世紀館 > 歳入を直接収納したときは、特別の理由がある場合を除き、即日指定金融機関等に払い込まなければならないにもかかわらず、払込が遅れているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。		今回の案件は、令和3年1月29日(金)に文書館から回収した複写料190円を、本来であれば同年2月2日(火)に指定金融機関へ払い込むべきところ、担当者が金庫内の指定場所での保管と現金整理簿への記録を失念したため、同年3月9日(火)まで払込が遅れたものである。 今回の指摘を受け、回収時には、申請書、現金及び領収書で確認するとともに、指摘に関する改善策として、全館の売上金を金庫内の指定場所で保管することで、複数の職員が調定時に専用袋の有無や袋の中の現金を確認し、確実に払込ができるように改めた。 あわせて、現金整理簿及び払込書発行簿の備考欄に領収書の通し番号を記入し、その連続性を確認することで、リスクを回避できるように改めた。 また、監査対象年度において、本件以外に同じ内容の誤りはないことを確認している。 今後も、これら改善策を徹底し、直接現金を収納したときは、指定金融機関への払込が遅れることがないように努める。			
	(2) 収入で未収となっているもの	< 南部総合県民局地域創生防災部 阿南庁舎 > 県税について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 県税の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和2年度決算額</td><td>110,555,513円</td></tr><tr><td>令和元年度決算額</td><td>117,154,420円</td></tr></table>		令和2年度決算額	110,555,513円	令和元年度決算額
令和2年度決算額	110,555,513円					
令和元年度決算額	117,154,420円					

増	減	額	6,598,907円
---	---	---	------------

で削減（約1億3,000万円を削減）しており、ピーク時の約44%となった。

なお、徴収率については、98.5%と前年度と同率となった。

〔参考〕

「個人県民税」の収入未済額	94,223,563円	
	(対前年度増減)	15,267,953円)
「自動車税」の収入未済額	3,593,114円	
	(対前年度増減)	1,016,162円)

2 講じた措置

滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って収入未済額の縮減に努めており、特に令和3年7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」として、集中的に滞納整理に取り組むとともに、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」として、県下全域で県と市町村が連携して徴収の強化に努めた。

具体的には、滞納者に対し、文書や電話での催告及び戸別訪問による納税指導により自主納付を促すとともに、財産があるにもかかわらず納税しない滞納者に対しては、預貯金・給与・売掛金等の債権を差し押さえるなど、厳正に滞納処分を行った。

また「滞納分析会議」を定期的を実施し、財産調査により把握した担税能力を基に、個別案件ごとの滞納整平方針を協議・確認している。

その中で、特に収入未済額の85.2%を占める個人県民税の収入未済額の縮減が課題となっていることから、令和3年度には、阿南市、那賀町、牟岐町及び海陽町において、県と市町の税務職員の「相互併任制度」を活用した徴収支援体制を整えとともに、さらに美波町を加えた5市町において、地方税法第48条に基づく個人住民税の県への徴取引継などによる徴収支援を実施し、県と市町が一体となった徴収強化を図った。

3 今後の対応

今後とも、納期内納付向上に向けた広報、及び適時適切な納税指導により、自主納税を促進し、新たな滞納の発生を防止するとともに、管内市町と連携した厳正な滞納処分による公平公正な税務行政を推進し、県税収入の確保に努める。

県税の収入未済額の状況

令和2年度決算額	110,555,513円
収入済額	39,628,808円
不納欠損額	5,502,920円
令和4年3月31日現在の収入未済額	65,296,488円

< 南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎 >
 児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和2年度決算額	4,736,170円
令和元年度決算額	3,846,220円
増 減 額	889,950円

未納の負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、早期の徴収に努めた。

さらに、未収金ケース検討会議などを通じて、負担金業務担当者と担当児童福祉司との間で家庭状況の変化などの情報を共有の上、新型コロナウイルス感染症対策に努めつつ、保護者に対して繰り返し制度を説明し負担金の納付を促すとともに、生活困窮世帯に対しては分割納付を提案するなど、個々の債務者の状況に応じて粘り強く納付指導を行っている。

また、新規入所の際は、保護者に対して負担金制度の趣旨を丁寧に説明するとともに、納付期限を過ぎた場合は速やかな督促、納付指導により期限内納付の意識付けを行うなど、新たな未収金の発生防止に努めている。

今後とも適切な債権管理を行うとともに、これらの取組を粘り強く継続し、収入未済額の縮減に努める。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和2年度決算額	4,736,170円
収入済額	452,830円
不納欠損額	369,700円
令和4年3月31日現在の収入未済額	3,774,640円

< 南部総合県民局保健福祉環境部 美波庁舎 >
 返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和2年度決算額	21,200,535円
令和元年度決算額	19,824,428円
増 減 額	1,376,107円

1 児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導を実施している。

また、手当の定時支払前には、管内各町に対し受給者の状況調査を依頼し受給資格等を再確認するなど、返納金発生の未然防止や早期発見に努めている。

今後とも、市町等関係機関と連携し、債務者の生活状況の実態把握に努め、必要に応じ分割返納の措置をとるなど、計画的な返納指導を行うとともに、新規認定や現況届の提出時をとりえ、不正受給の注意を喚起するリーフレットを配布し、新たな返納金の発生防止に努める。

2 生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状や催告状の文書送付、訪問、電話等あらゆる機会を通じて納付を求めるとともに、納付計画の見直しを含め、債務者の生活状況に対応した適切な債権管理に努めている。

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	9,844,801円
令和元年度決算額	10,561,014円
増 減 額	716,213円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	1,843,525円
令和元年度決算額	1,708,980円
増 減 額	134,545円

また、「債権回収強化月間」を8月に設定し、組織的に集中的な納付指導を実施するとともに、生活保護法改正後の保護費との相殺が可能となった債権には、債務者の同意のもと、最低生活に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

今後とも、市町等関係機関と連携し、粘り強い納付指導を行うとともに、新規申請者には「生活保護のしおり」を、保護継続中の者には「申告義務のしおり」を配布し、収入申告義務について丁寧な説明を行い、新たな返納金の発生防止に努める。

- 3 母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入については、「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人や連帯保証人に対し、担当職員と母子・父子自立支援員が電話や文書、訪問等による債権回収に取り組むとともに、長期や多額の滞納者に対する償還指導を強化するため、未収金ケース検討会議を開催し、滞納状況とその対応策の検討を組織的に行い、収入確保に努めている。

また、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、償還開始の連絡の際には、入金指導をすることにより新たな滞納者の発生防止に努めている。

さらに、平成30年度からは、一部の長期滞納者に係る徴収業務について、滞納整理を専門に行う債権回収会社（サービサー）に委託している。

今後とも、貸付前から滞納防止策の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、母子・父子自立支援員による各種相談や母子・父子自立支援プログラム策定等事業の活用など、就労による自立支援にも一層強力に取り組むことにより、収入確保に努める。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和2年度決算額	21,200,535円
収入済額	1,399,535円
不納欠損額	668,400円
令和4年3月31日現在の収入未済額	19,132,600円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	9,844,801円
----------	------------

収入済額	735,720円
不納欠損額	0円
令和4年3月31日現在の収入未済額	9,109,081円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	1,843,525円
収入済額	2,000円
不納欠損額	0円
令和4年3月31日現在の収入未済額	1,841,525円

< 西部総合県民局地域創生観光部 美馬庁舎 三好庁舎 >
 県税について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

令和2年度決算額	42,729,961円
令和元年度決算額	45,312,458円
増 減 額	2,582,497円

1 収入未済額の状況

令和2年度の「県税」の収入未済額は、42,729,961円であり、税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の82.5%、自動車税が10.3%と、この2税目で県税収入未済額全体の92.7%を占める状況であった。

〔参考〕

「個人県民税」の収入未済額 35,235,713円
 （対前年度増減 1,259,982円）
 「自動車税」の収入未済額 4,385,644円
 （対前年度増減 1,924,785円）

2 講じた措置

滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。

(1) 個人県民税の徴収対策

収入未済額の約8割を占める個人県民税の徴収対策として、県と市町の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」により、県と管内2市1町（美馬市、三好市及びつるぎ町）それぞれと協定を締結し、特定の滞納整理業務を共同で実施した。

また、地方税法第48条の規定に基づき、住民税の一部について徴収引継を受け、県の徴税吏員が滞納整理を行う徴収支援については、管内1市1町（三好市及び東みよし町）で実施している。

さらに、滞納を許さない気運を醸成し、新規滞納を抑制するため、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」と設定し、納税広報、県と市町との「共同催告」による納税推進を、管内市町と連携、集

中して実施した。

(2) 個人県民税以外の税目の徴収対策
自動車税をはじめとするその他の税目については、電話催告や戸別訪問による納税指導のほか、定期的に「滞納分析会議」を開催して個別案件ごとに滞納整理方針を検討・決定し、納付意思を示さない滞納者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組んでいる。

また、7月から9月までを「滞納繰越分整理強調月間」と設定し、滞納繰越分を集中的に処理するとともに、滞納件数が最も多く収入未済額も多額となる自動車税については、担当職員から毎月の処理状況の報告を求め、その進行管理を行っている。

3 今後の対応
今後とも、納期内納付向上のための広報、及び適時適切な納税指導により自主納税体制の確立を図るとともに、厳正な滞納整理を実施することで、公正・公平な税務行政を実現し、県税収入の確保に努める。

また、個人県民税については、市町との連携を更に深め、徴収支援体制の一層の充実を図る。

県税の収入未済額の状況

令和2年度決算額	42,729,961円
収入済額	14,924,604円
不納欠損額	2,955,489円
令和4年3月31日現在の収入未済額	25,254,202円

< 西部総合県民局保健福祉環境部 三好庁舎 >

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和2年度決算額	18,249,235円
令和元年度決算額	20,864,466円
増 減 額	2,615,231円

1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況
「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話による督促と家庭訪問を定期的に行い、債務者の生活状況の実態を把握するとともに、粘り強く納付指導を実施することで、収入未済額の縮減に取り組んでいる。

また、新たな収入未済の発生防止策として、年1回の現況届提出時に、リーフレットを受給者へ配布して不正受給防止の注意喚起を促すとともに、手当の定時支払前には、町担当課に対して全受給者の受給資格を再確認するよう依頼を行うなど、町担当課との連携を強化し、返納金発生未然防止と早期発見に努めている。

引き続き、これらの取組をきめ細やかに推進することにより、返納金の早期納入及び新たな発生の防止に努める。

2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	4,529,521円
令和元年度決算額	6,158,455円
増 減 額	1,628,934円

「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に応じている。

債権の回収に当たっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。また、保護廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であるため返済が滞る場合があり、このような返済が滞っている者に対しては、マニュアルに基づき督促を行うとともに、徴収計画に基づき一定期間納付がない者を中心に、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重ねながら回収に取り組んでいる。

また、生活保護法改正により、法改正後に発生した返納金については、保護費との相殺が可能となったことから、重点的な取組として、債務者の同意のもと、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

さらに、生活保護全世帯に対し「申告義務のしおり」を配布・説明した上、収入申告確認書に署名を求めることで申告義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受給防止、収入未済発生の抑制等に向けた取組を強化するとともに、町担当課などの関係機関へも「申告義務のしおり」を配布の上、情報提供の依頼を行っている。

今後とも、個々の債務者の状況に応じた対応策を随時検討するとともに、11月の「債権回収強化期間」以降には、長期滞納者を中心に、査察指導員をはじめ、担当者がチームを組んで訪問督促し、重点的な返済指導を行うなど、収入未済額の回収と新たな収入未済の発生防止に努める。

3 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状・滞納状況を通知するとともに、滞納者全員に対して、定期的な電話又は訪問指導を行っている。

特に、長期滞納者については連帯保証人に対して償還指導を実施している。

また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、毎月1回、部内において未収金対策会議を開催するほか、11月を償還指導の強化期間として設定するなど、計画的な償還に向けた指導及び支援を積極的に行っている。さらに、令和3年度からは新たな取組として、長期滞納者に係る徴収業務について、滞納整理を専門に行う債権回収会社（サービサー）に委託した。

一方、収入未済の発生防止策として、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、修学資金や技能習得資金など、貸付が長期に及ぶ資金については、住所や連絡先などに関する「状況確認書」の定期的な提出を求め、借受人や連帯保証人の状況を継続的に把握し、貸付金償還に向けた意識付けの強化を図るなど、新たな収入未済の発生防止に努めている。

また、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ償還開始通知を発送し償還を促すなど、収入未済の発生防止に精力的に取り組んでいる。

さらに、収入未済額の縮減策として、滞納者が口座引き落としにより償還できる口座振替の手續を勧奨し、利便性に配慮することにより収納を進めているところである。

今後とも、滞納者に定期的な電話又は訪問での粘り強い指導や口座振替の利用勧奨を行うなど、計画的で利便性の高い償還を促し、収入未済額の縮減を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に向けた滞納防止策を徹底する。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和2年度決算額	18,249,235円
収入済額	1,190,660円
不納欠損額	1,658,709円
令和4年3月31日現在の収入未済額	15,399,866円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	4,529,521円
収入済額	210,600円
不納欠損額	0円
令和4年3月31日現在の収入未済額	4,318,921円

< 西部総合県民局保健福祉環境部 美馬保健所庁舎 >
児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和2年度決算額	1,532,810円
令和元年度決算額	1,464,240円

滞納者に対しては、「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」及び「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、管理台帳を整備した上で、期限を定めた督促状や催告状を送付し納付を促している。

また、電話による催告のほか、直接滞納者宅を訪問して滞納理由を把握するとともに、必要に応じて債務確認書の提出を働きかけ、納付意思を持たせるよう指導している。

さらに、所内でのケース検討会議において、債権管理方針を検討し、職員がチームを組んで居宅訪問するなど、組織をあげて収入未済額の縮減に努めている。

滞納者の中には経済的に困窮し早期納入が困難なケースもあるが、今

	<table><tr><td>増</td><td>減</td><td>額</td><td>68,570円</td></tr></table>	増	減	額	68,570円	後とも適切な債権管理に努めるとともに、組織的な対応により未収金の早期回収及び発生防止に努める。 児童福祉費負担金の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和2年度決算額</td><td>1,532,810円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>460,450円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>26,400円</td></tr><tr><td>令和4年3月31日現在の収入未済額</td><td>1,045,960円</td></tr></table>	令和2年度決算額	1,532,810円	収入済額	460,450円	不納欠損額	26,400円	令和4年3月31日現在の収入未済額	1,045,960円
増	減	額	68,570円											
令和2年度決算額	1,532,810円													
収入済額	460,450円													
不納欠損額	26,400円													
令和4年3月31日現在の収入未済額	1,045,960円													
(3) 超過勤務手当及び休日給の支給で適切でないもの	<二十一世紀館> 週休日の振替等に伴う超過勤務手当及び休日給について、支給できていないものや算定が誤っているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の案件は、週休日の振替により100分の25の超過勤務手当を支給すべきところ、支給されていないもの、休日給を支給すべきところ、超過勤務手当を支給しているものなど、10件の不適切な支給があったものである。 今回の指摘を受けて、監査対象期間の超過勤務手当及び休日給について再点検を行い、新たに確認した5件の不適切な支給と併せて、令和3年12月の月例報告で修正処理を行った。 支給誤りが発生する最も大きな原因としては、発生源入力者である各職員が正しく制度を理解していないことであることから、各所属内で研修会を開催し、超過勤務手当及び休日給の支給に関する制度について改めて周知した。 今後は、年度当初に超過勤務手当及び休日給に関する制度の研修会を実施するなど、定期的に職員に周知徹底を行うとともに、決裁においては各館の副館長、さらに月例報告においては各館を担当する給与事務担当者が確認を徹底することで、適正な事務の執行に努める。												
(4) 支出事務で適切でないもの	<南部総合県民局農林水産部 美波庁舎> 前年度の監査に引き続き、補助金において指令をしたときは支出負担行為決議書を作成しなければならないにもかかわらず、これがなされていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	前年度要確認事項に関しては、指摘を受け、直ちに事務執行した担当内で、適正な事務執行について、再確認するとともに、令和2年9月17日に美波庁舎及び那賀庁舎合同で再発防止のための研修会を開催し、注意喚起を行った。さらに、担当リーダー、担当サブリーダー、担当者による審査の重層化により、チェック機能を強化した。 今回の案件は、補助事業において内容変更はあるが金額変更がないものについて、変更交付決定の指令のみ行い、支出負担行為変更決議書の作成ができていなかったものである。補助事業内容の変更にかかる事務処理の知識が不足していたこと、さらには所属内の他庁舎で起こった同様事案に対する問題意識や情報共有が十分でなかったことが原因である。 今回の指摘を受け、補助事業で内容の変更はあるが金額の変更がない事案の県会計規則に基づく適正な事務処理について、所属内で情報共有												

	を図った。また、起案から決裁を行う際の確認項目や確認者を明記したチェックシートを新たに作成し、担当者が責任を持って立案するとともに次長を最終とする確認者が審査することにより、組織的なチェック機能の強化を図った。 また、監査対象年度において、本件以外に同じ内容の誤りはないことを確認した。 今後、美波庁舎及び那賀庁舎の所属全体にわたり、同様の事案が発生しないよう、組織的な確認の徹底を図り、適正な事務の執行に努める。具体的には、令和4年度初日の美波庁舎、那賀庁舎、阿南庁舎合同による部内会議において、今回の案件について改めて情報共有を行い、再発防止策の徹底を図る。
--	--

監査結果の公表年月日		令和4年3月8日
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置
(1) 超過勤務手当等の支給で適切でないもの	<阿波西高等学校> 前年度の監査に引き続き、超過勤務手当等の支給で適切でないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	前年度において、休日給及び超過勤務手当の支給について誤りがあったことから、休日給及び超過勤務手当に係る適正なシステム入力方法について改めて職員に周知するとともに、給与担当者においては、月例報告時に再度確認し、再発の防止に努めてきた。 今回の事案は、人事異動により職員が入れ替わりになった後に十分な周知ができていなかったことやチェック漏れが原因で、監査対象年度における超過勤務手当及び特殊勤務手当について支給を誤っていたものである。 今回の指摘を受け、修正を要する内容を確認した上で、追給及び戻入を行った。 監査対象年度に、同じ内容の誤りがほかにはないことを確認した。 今後の再発防止策として、給与担当者及び他の職員により、月例報告登録確認表のデータ確認をダブルチェックにより徹底するとともに、超過勤務システムからデータを抽出した時にも確認作業を行うこととした。また、システムへの適正な入力方法について、間違いやすい点などを記載した資料を配付し、転入職員を含め全ての職員に注意喚起を行うこととした。この2点を徹底することで再発防止及び適正な事務執行に努める。
(2) 通勤手当の支給で適切でないもの	<阿波西高等学校> 高速道路の利用に係る通勤手当で過大支給となっているものがある。事前に協議を受けた教職員課において誤った教示をし、学校はそのまま認定していた。今後、教職員課、学校において組織	県立学校に勤務する職員の通勤手当の認定は学校長に事務の委任がなされているが、高速道路利用の可否については、職員間の均衡を図る必要があるため、教育長通知により事前に教職員課へ協議を行うことを定

	的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。	めている。 今回の事案は，学校から協議を受けた教職員課の担当者が，人事委員会の運用通知で利用が認められていない区間であることを見落とし，実際の通勤時間が30分以上短縮されることをもって，高速利用可能であるとの誤った教示をし，学校は教職員課の教示のとおり認定を行ったものである。 過大支給となった高速道路利用に係る通勤手当については，令和4年4月15日に返納された。 監査対象年度に，同じ内容の誤りがほかにはないことを確認した。 再発防止策として，教職員課においては，高速道路利用の可否判断を一担当者が行っていたものを，令和3年度から同課担当内の複数職員で確認するよう改められた。学校としても，事務職員が認定基準を適切に把握した上で，教職員課との協議をより緊密に行い，適正な通勤手当の認定に努める。
(3) 教育財産の使用許可に関する事務で適切でないもの	< 那賀高等学校 > 教育財産の使用許可において，使用日数が増加しているにもかかわらず，使用許可の変更を行っていないものがある。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は，使用日数が増加しているにもかかわらず，使用許可の変更手続を行うことなく教育財産使用料を追加徴収していたものである。 これは，教育財産使用許可指令書（指令書）に使用日数の記載がなく，記載していた使用期間には変更が生じなかったことから，使用許可の変更手続は不要と判断したために生じたものである。 今回の指摘を受け，指令書には使用期間に加えて使用日数を記載するよう改めるとともに，変更があった場合は，規則に基づき手続を行うことを，事務室内において周知徹底した。 また，監査対象年度に，同じ内容の誤りがほかにはないことを確認した。 今後とも，同様の事案が発生しないよう，組織的な確認と適正な事務の執行に努める。
(4) 物品の管理で適切でないもの	< 那賀高等学校 > 前年度の監査に引き続き，物品出納簿に記載できていない物品がある。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。	前年度の監査以降，令和2年度中において，担当者と事務長により，過去の物品について「物品出納簿」の記載内容と「物品（現物）」が整合しているかを確認し，物品出納簿を整理した。 しかしながら今回の事案は，令和2年度に購入した当該物品について，担当者が物品出納簿への記載を失念し，事務室内でのチェック体制の不備により，未記載となったものである。 当該物品については，今回の指摘を受け，速やかに物品出納簿に登録した。 また，徳島県会計規則第91条（物品出納簿等の記載）及び平成31年3月25日付け通知「物品の分類等の見直しに伴う物品の管理方法の変更について」に基づく手続について，事務室内において周知徹底した。 当該物品以外の物品についても，物品出納簿の記載内容及び現物について，確認作業を行ったところ，物品出納簿に記載できていなかった物品は，当該事案のみである。 今後，同様の不備が発生しないよう物品異動が生じた際は，担当者は

		速やかに物品出納簿に記載するとともに、事務手続の執行状況を確認するチェックシートを作成の上、決裁書類に添付し、物品出納員である事務長が確認することにより、適正な物品管理に努める。
--	--	---